



弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所

URYU & ITOGA <https://uryuitoga.com>

東京事務所 〒107-6036 東京都港区赤坂1丁目12番32号
アーク森ビル 36階

TOKYO OFFICE Ark Mori Bldg, 36F 12-32, Akasaka 1-chome
Minato-ku, Tokyo 107-6036, JAPAN

TEL:03-5575-8400 FAX:03-5575-0800

新エネルギー自動車(NEV)に関する中国の政策・法規制の概要(1)

1. はじめに
2. NEVの概念及び範囲
3. まとめ

弁護士 小林 幹雄¹

1. はじめに

世界最大の自動車市場である中国(2022年新車販売は2686.4万台²)では、電気自動車(以下「EV」)をはじめとする新エネルギー自動車(New Energy Vehicle)(以下「NEV」)が急速に普及しています。2022年、中国の新車市場では合計688.7万台のNEVが販売され、前年比93.4%の増加となりました。新車販売台数全体に占めるNEVの割合は25.6%に達し、中国政府による従前のNEV普及目標(上記割合を2025年までに20%前後とし、2035年までに50%以上とすること³)のうち、2025年段階の数値を前倒して実現したことになります。

近年の中国において、NEVが急速に普及した背景には、中国政府がガソリンエンジン自動車等の生産能力増加を厳格に抑制する一方、NEV産業の発展を促進する様々な施策を実施したことがあります。当該施策を通じて、中国の自動車メーカーはNEV領域において技術力とブランド力を向上させました。中国で製造されたNEVは、中国国内の消費者に受け入れられただけで

¹ 執筆協力:新山 祐美(弁護士法人 瓜生・糸賀法律事務所パラリーガル)

² 特に断らない限り、本稿における自動車販売、輸出台数に関する数値は中国汽車工業協会の公表データに基づきます。

³ 2020年10月に中国自動車エンジニアリング学会が公表した「省エネルギー・新エネルギー自動車技術ロードマップ2.0」等に基づきます。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。

本書に記載の見解は執筆担当者の個人的見解であり、当事務所または当事務所のクライアントの見解ではありません。

©URYU & ITOGA 2023

なく、最近では欧州、日本等の国外市場への輸出⁴も拡大しています。また、中国の自動車メーカーは、タイ、インドネシアといった ASEAN 地域における現地生産も積極的に進めています。

本稿では、これから複数回に分けて、NEV に関する中国の政策・法規制の概要をご紹介します⁵。

2. NEV の概念及び範囲

国務院が 2012 年 6 月に公表した「省エネルギー及び新エネルギー自動車産業発展計画 (2012-2020 年)⁶」(国発[2012]22 号)では、NEV を「新型の動力システムを採用し完全又は主に新型エネルギー駆動に依拠する自動車」と定義しています。当該定義によれば、NEV には主に EV、プラグイン式ハイブリッド自動車(以下「PHV」)及び燃料電池自動車(以下「FCV」)が含まれることになり、中国における各種の NEV 普及促進策においても、NEV の範囲については基本的に同様の枠組みが用いられています。他方、日本の自動車メーカーが得意とする非プラグイン式のハイブリッド自動車は NEV には含まれず、関連政策上、ガソリンエンジンやディーゼルエンジンの自動車と同様に扱われることが多いといえます。

上述の通り、中国で NEV といえば通常は EV、PHV 及び FCV を指します。但し、2022 年における中国新車市場の状況を見ると、年間の NEV 販売台数(688.7 万台)中、FCV は 0.3 万台に過ぎず、EV 及び PHV(販売台数はそれぞれ 536.5 万台、151.8 万台)との差が明らかです。このように、現時点では、中国で販売される NEV の大部分は EV 及び PHV が占めています。国家発展改革委員会等が 2022 年に公表した「水素エネルギー産業発展中長期計画 (2021-2035 年)」においても、FCV の普及目標としてまずは 2025 年までに保有量を約 5 万台とすること、そして普及の重点領域はバス及びトラック等の商用車であること⁷が明示されています。当分の間、中国の NEV 市場は EV 及び PHV を中心として拡大することが予想されます。

3. まとめ

国内市場における NEV 販売の拡大及び国外への NEV 輸出量の増加を受けて、中国では、車載電池に代表される NEV 関連の部品、素材産業の集積も加速しています。自動車メーカーだけでなく、NEV 産業に関係する可能性のある様々な日本企業にとって、中国の NEV 関連政策や法規制を理解することの重要性が高まっていると思われます。

(次回に続く)
(2023 年 6 月 14 日作成)

本ニュースレターに関するお問合わせは、下記までご連絡ください。
(<https://uryuitoga.com/form>)

以上

⁴ 2022 年における中国の自動車輸出台数は 311.1 万台であり、このうち 67.9 万台が NEV です。

⁵ 最近では、「中国、3 台に 1 台 EV」(日経新聞 2023 年 4 月 19 日朝刊)のように、中国における NEV 普及状況に注目する日本の報道も多く見られます。

⁶ 当該計画に続き、2020 年には、国務院弁公庁が「新エネルギー自動車産業発展計画(2021-2035 年)」(国弁発[2020]39 号)を公表しています。

⁷ 中国の新車市場における販売数の中心は乗用車です。2022 年全体の新車販売台数(2686.4 万台)の内訳を見ても、乗用車販売が 2356.3 万台、商用車販売が 330 万台となっています。

当事務所は、本書において法的助言を提供するものではありません。個別の案件については案件ごとの具体的な状況に応じ、弁護士その他の専門家にご相談いただきますようお願い申し上げます。